

(6) 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立

(到達目標)

- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。

(これまでの取組)

- 平成13年度までは、国民年金保険料の収納については、市町村が行い、また、納付組織を通じた納付が行われていた。
- 平成14年4月から、国民年金保険料については、国が直接収納することとされ、コンビニやインターネットを利用した保険料納付を可能とし、保険料を納めやすい環境を整備するとともに、未納者に対する納付奨励、強制徴収の実施など、各般の保険料収納対策を実施。

(今後の取組)

- 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、未加入者の早期把握・加入勧奨等における連携を図り、適用の適正化を図る【平成18年度～】。
- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、短期の国民健康保険被保険者証(短期証)を交付できるようにするとともに、短期証の交付対象者が市町村の窓口で国民年金保険料を納付できる仕組みを導入【平成19年4月～】。

(今後の取組)

- 社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、介護保険事業者、介護保険施設、社会保険労務士)が社会保険料について長期間未納(滞納処分を受けた後、正当な理由なく3ヶ月以上引き続き未納)の場合には、当該事業者等の指定等又はその更新を認めない仕組みを導入【平成20年4月～】。

(今後の取組)

- パート労働者など従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の奨励等について、事業主に対し、必要な協力を依頼【平成18年度～】。

(今後の取組)

- 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施【平成17年度～】。
- 受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の奨励を実施【平成17年度～】。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼【平成17年度～】。